

電子的診療情報連携体制整備加算について

令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備について
以下のように対応します

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う
診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定の実績を
有しています。
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な
情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及び
ホームページ上に掲示しております。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めて
います。 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお
願いたします。